

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
1	利用者負担額	利用者負担額を日割り計算により減免した分は、誰が負担するのか。	通常の施設型給付費等の負担割合により負担することとなります。	
2	利用者負担額	利用者負担額の日割り計算ができる臨時休園等とはどのような場合か。	<p>利用者負担額の日割り計算は、市区町村の要請・同意により保育所等を休園した場合や市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合等に可能であり、例えば、以下の場合が考えられます。</p> <p>なお、日割りの計算の対象となる場合は臨時休園等が5日を超えた場合となります。</p> <p>子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合 地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合 保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から登園回避の要請・同意を行った場合 小中高の全国一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、小学生の子どもを見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合</p>	
3	利用者負担額	現在育休取得中であり、復職を予定していたが、登園自粛要請により当面の間育休を延長して家庭において保育をすることになった場合、入園時期及び利用者負担額はどうか。	<p>今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う一時的な育休延長等の場合、保護者や子どもの責めに帰することのできない事情による育休延長であることに鑑み、機械的に利用調整を行うのではなく、柔軟な取扱いとすることが考えられます。</p> <p>例えば、3月入園予定のところ、市区町村等からの登園自粛要請に応じるために3月の間育休を延長して家庭で保育し、4月から施設を利用するなどの場合、手続き上は3月に入園していただき、3月の利用者負担額については日割り計算とする（1日も登園しなかった場合は利用者負担額なし）という方法をとることも可能です。</p> <p>なお、必要性認定について、職権による認定の有効期間の変更等を行うことを必要とするものではありません。</p>	3月6日追加
4	公定価格	小中高の全国一斉休業の要請を踏まえ、学校の休校に伴い、保護者である保育士が出勤できなかった場合、当該保育士の給与はどうか。	保育所等に対しては、通常通り給付費を支給します。	
5	公定価格	職員が発熱等により出勤できない場合や他の保育所等へ職員を派遣することにより「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項」に定める基準を下回った場合の給付費の支出はどうか。	公定価格の加算等については、当該職員が勤務しているものとみなして算定することになるため、例えば、3歳児配置改善加算やチーム保育推進加算など、職員を加配することを要件としている加算の場合も通常通り支給します。	
6	施設等利用費（臨時休業等の理由）	幼稚園（新制度に移行していない）及び認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症により臨時休園等した場合の「子育てのための施設等利用給付」の取扱いについては、園側の判断により予防的措置として臨時休業している場合も含まれますか。	今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業・臨時休園であれば対象となります。	
7	施設等利用費（預かり保育事業の支給上限額の算出）	預かり保育事業の支給上限額算出上の「その月の預かり保育事業の利用日数」に臨時休業期間中における預かり保育の提供予定の日数を含むとありますが、この「預かり保育の提供予定の日数」とは、保護者が利用を予定していた日数を指すのでしょうか。	「預かり保育の提供予定の日数」とは、臨時休業を行う当該園において、臨時休業がなければ当該預かり保育事業を実施する予定としていた日数を指します。	

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

NO	事項	問	答	備考
8	施設等利用費 (預かり保育事業の支給上限額の算出)	臨時休業期間を含む月の預かり保育事業の支給上限額の算出は、「その月の預かり保育事業の日数」に「臨時休業期間中における預かり保育事業の提供予定の日数」を加えて算出することとなるのでしょうか。 また、これは転出入がない場合も同様ですか。	お見込みのとおりです。 臨時休業期間を含む月における預かり保育事業の支給上限額は、「450円×(その月の臨時休業前後の期間において預かり保育事業を利用した日数+臨時休業期間中における当該園において預かり保育事業を提供することを予定していた日数)」により算出し、実際に支払った預かり保育事業に係る利用料と比較していずれか低い方を支給してください。 また、この取扱いは転出入を伴わない場合も同様です。	
9	施設等利用費 (支給上限額)	幼稚園(新制度に移行していない)は臨時休業するが当該園で預かり保育事業のみ実施する場合、施設等利用給付第2号認定もしくは教育・保育給付第2号認定を受けていれば、3.7万円まで施設等利用費が支給されますか。	幼稚園に在籍していることにより2.57万円の施設等利用費の支給を受けていることとなるため、ご質問のような場合の預かり保育事業に係る支給上限額は1.13万円となります。	